

改正道路交通法が施行されます

高齢運転者対策の推進



その1 新設 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習

●臨時認知機能検査

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、**臨時認知機能検査**を受けなければなりません。

違反行為の例

- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止 等

●臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、**臨時高齢者講習**(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

その2 臨時適性検査制度の見直し



更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された方は、**臨時適性検査(医師の診断)**を受け、又は、**命令に従い主治医等の診断書を提出**しなければなりません。

※医師の診断の結果、認知症と判断された場合は運転免許の取消し等の対象となります。

その3 高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で**認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては2時間に合理化(短縮)**されます。

その他の方に対しては、**個別指導を含む3時間の講習**となります。



一定の違反行為をしたとき

75歳以上

一定の違反行為

新設

臨時認知機能検査

認知症のおそれ 等

認知機能検査の結果が悪くなっている場合

新設

臨時高齢者講習

- ・実車指導(1時間)
- ・個別指導(1時間)

計2時間

※手数料:5,650円

臨時適性検査 又は 診断書提出命令



運転免許証を更新するとき

75歳以上

更新時の認知機能検査

認知症のおそれ

認知機能の低下のおそれ

認知機能の低下のおそれなし

高齢者講習(高度化)

- ・実車指導
- ・個別指導 など

計3時間

※手数料:7,550円

75歳未満

高齢者講習(合理化)

- ・実車指導 など

計2時間

※手数料:4,650円